東京都市計画高度地区の変更
〔足立区決定〕
【総括図】

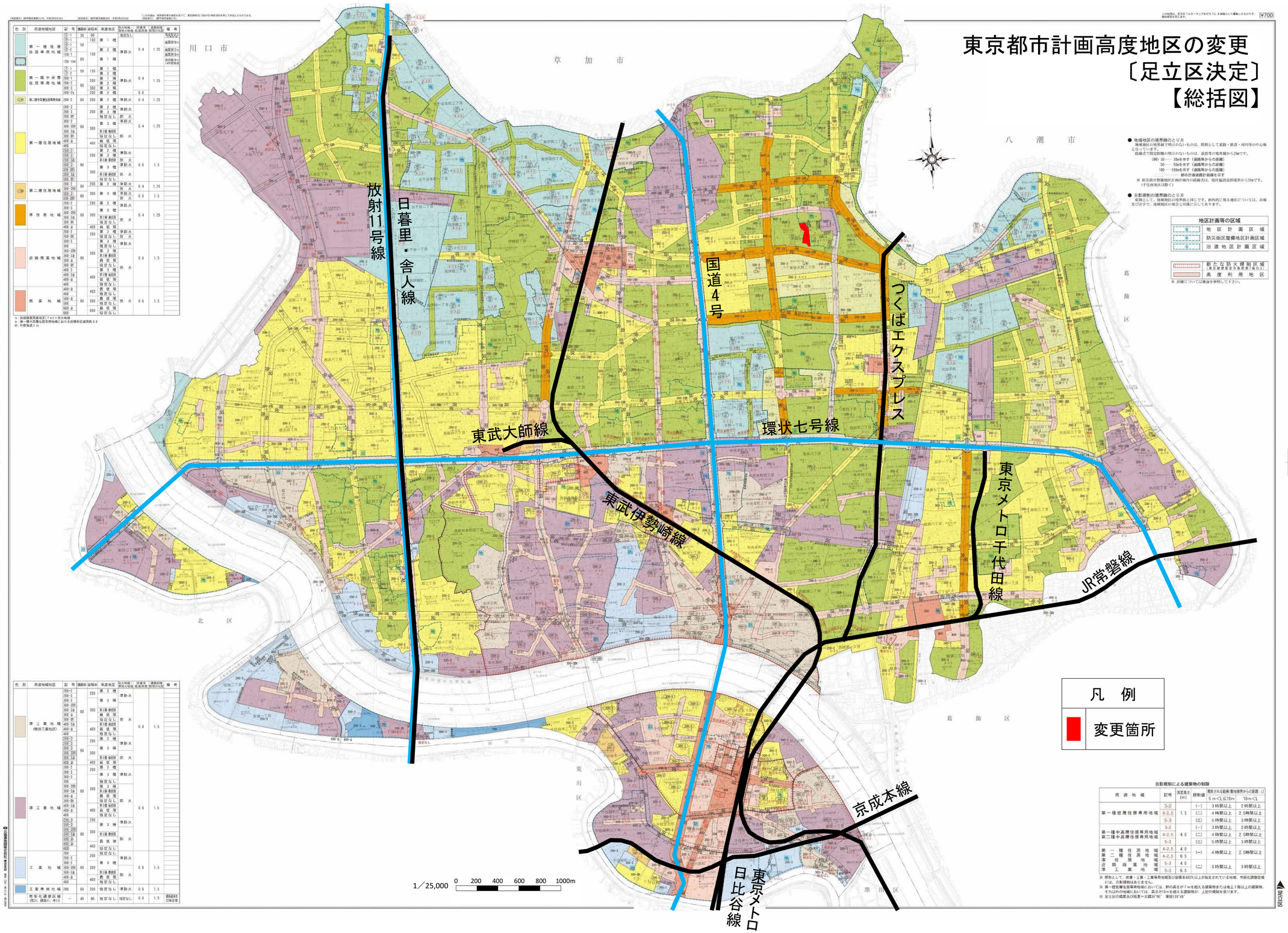

● 地域地区の境界線のとり方
地域地区の境界線で明示のないものは、原則として道路・鉄道・河川等の中心線となっています。
距離表で指定距離の明示のないものは、道路等の境界線から50mです。
（例）30―― 30mを示す（道路等からの距離）
50―― 50mを示す（道路等からの距離）
100―120mを示す（道路等からの距離）
都市計画道路及び街路を示す
※ 防災街区整備地区計画区域内の距離及び、地区施設道路境界から20mです。
（千住西地区は除く）

● 日影規制の境界線のとり方
原則として、地域地区の境界線と同じです。例外的に異る地区については、赤線及び赤字で、規制地区の場合と同様に示してあります。

※ 詳細については裏面を参照して下さい。

日影規制による建築物の制限

用途地域	記号	測定高さ(m)	規制値	規制される範囲（敷地境界からの距離：L） 5m<L≦10m	10m<L
第一種低層住居専用地域	3-2	1.5	(一)	3時間以上	2時間以上
	4-2.5		(二)	4時間以上	2.5時間以上
	5-3		(三)	5時間以上	3時間以上
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	3-2	4.0	(一)	3時間以上	2時間以上
	4-2.5		(二)	4時間以上	2.5時間以上
	5-3		(三)	5時間以上	3時間以上
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	4-2.5	4.0	(一)	4時間以上	2.5時間以上
	4-2.5	6.5			
	5-3	4.0	(二)	5時間以上	3時間以上
	5-3	6.5			

※ 原則として、商業・工業・工業専用地域及び容積率400%以上が指定されている地域、市街化調整区域には、日影規制はありません。
※ 第一種低層住居専用地域においては、軒の高さが7mを超える建築物または地上3階以上の建築物、それ以外の地域においては、高さが10mを超える建築物が、上記の規制を受けます。
※ 足立区の緯度及び経度…北緯35°46′ 東経139°48′

この地図は、東京都の都市計画図を基に、東京都地図（2020）の地形図を用いて作成したものである。